

インターネットサービス Sun-Net 会員規約

平成 29 年 7 月 1 日版



第 1 章 総則

第 1 条(規約の目的)

1. 株式会社サンライズ(以下「会社」という)が提供するインターネットサービス Sun-Net(以下

「Sun-Net」というを円滑に運営する為、会社は常にサービスの改善に努め、第 2 条規定の会員(以下「会員」といいます)は本規約を遵守するものとします。

2. 本規約に別段定めのない事項については、関係法令の定めによるものとします。

第 2 条(会員の定義)

1. 会員とは会社に Sun-Net の入会を申込み、会社がこれを認めた個人をいいます。
2. 会員は入会申込みの時点で本規約に同意しているものとします。
3. 会員は第 2 章 7 条規定の利用料を支払うものとします。

第 3 条(適用範囲)

1. 本規約は会員が Sun-Net を利用する際の一切に適用します。

第 4 条(規約の改訂)

1. 会社は必要に応じて本規約を改訂できるものとし、文書(掲示物を含みます)、メール又は HP にて会員に通知するものとします。
2. 前項通知後 1 週間経過時点で異議申し立てが無い場合には会員が了承したものとします。

第 5 条(会員規則)

1. 会員は居室の移動、退寮、連絡先等契約時の届け出の内容に変更が生じる場合は事前に届け出るものとします。尚、届け出が無かった場合、会員が不利益を被っても、会社は一切の責任を負わないものとする。
2. 会員は当サービスにおいて有する権利を第三者に貸与、又は 譲渡はできないものとします。又、1 契約にて複数人数での利用は厳禁とします。貸与又は譲渡した会員は、契約期間の残余の利用料を会社の指定する期日までに支払うものとします。なお、支払い済の場合は、会社は一切の返金を行わないものとします。その際会社は会員の加入契約を解約出来るものとします。
3. 会員が Sun-Net 又は Sun-Net を通じて、他のサービスを利用することにより発生した損害について、会社は一切の責任を負わないものとします。又第三者に与えた損害については、当該会員が自己の責任により解決するものとし、会社は責任を負わないものとします。
4. 未成年名義での新規契約は法定代理人の同意を必要とし、当該契約の申込時に同意を得ているものとみなします。

第 6 条(個人情報の取り扱い)

1. 会社は会員より取得した個人情報等を会社規定のプライバシーポリシーに基づき、個人情報保護法、及びその他関連法令を遵守し利用目的の範囲内に限って適正に取り扱い、その取り扱いには厳重な注意を払うものとします。

第 2 章 プロバイダサービス運用

第 1 条(加入期間)

1. サービスの最短加入期間は、申込開始月から起算して 6 ヶ月以上とし、加入期間終了月を必ず指定するものとします。但し、短期プラン及びキャンペーン入会者に関しては左記の条件の適用外となり、各々の適用条件によるものとします。
2. 契約期間終了後の継続利用は、更新確認メールの返信又は文書にて、期間終了月の最終日までに申し入れするものとします。申し入れがない場合は、契約満了扱いとなります。

第2条(中途解約)

1. 加入期間内においても加入契約を中途解約できるものとし、中途解約に際し、利用の有無に拘わらず解約月までの利用料と解約手数料として1ヶ月分の利用料を支払うものとし、
す。

なお、特段の事情があり会社がこれを認めた場合はこの限りではありません。

2. 解約に関しては前月最終日までに、文書、メール又はホームページにて会社に申し入れるものとし、す。なお、未払い利用料、解約手数料及びその他手数料を会社の指定する期日までに支払うものとし、す。又、解約月の利用料は利用日数に拘わらず1ヶ月分を支払うものとし、す。
3. 最短加入期間内の解約の際は6ヶ月分の利用料及びその他未払い分を支払うものとし、す。その他委細は前1～2項によるものとし、す。

第3条(利用停止)

1. 利用料等の支払い期日を経過してもなお支払いを履行しない、又は第2章第6条に違反した場合、会社はSun-Netの利用を停止することがあります。
2. 会社がSun-Netの利用停止をする際は予めその理由、利用停止日を会員に通知します。ただし、会員が第6条に違反し、且つSun-Net業務の遂行又は他の会員の通信に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある場合はこの限りではありません。又、会員が住所・電話番号・メールアドレス等の変更連絡を怠った事により通知出来ない場合には通知したものとみなします。
3. 前1項のうち、第6条の利用停止期間は1ヶ月以上とします。利用停止中の料金も発生するものとし、す。

第4条(利用休止)

1. 会員は下記の事由による利用休止を支払い約定日以前に会社に申し出た場合は、サービスの利用を一時休止できるものとし、す。なお、一時利用休止期間中の利用料は日割り計算で免除されます。
 - (1) 個人都合によるものではなく、公の事情によるもの。
 - (2) その他、特段の事情があり会社が認めた場合。

第5条(契約解除)

1. 第2章第3条により利用停止をされた会員が、なおその事象を解消しない場合、会社はその加入契約を解約する事があります。
2. 会員がSun-Net提供業務の遂行、又は通信機器に著しい支障を及ぼすと認められる時は、加入契約を解約する事があります。
3. 前1項又は2項が適用された場合、解約月の利用日数に拘わらず、解約月のインターネット利用料及び催告手数料として利用料1ヶ月分と、その他未払い料金を会社の指定する期日までに支払うものとし、す。その際、料金等の支払いの履行遅延があった場合、又は事由の如何を問わず料金等の支払いの確認ができなかった場合、再請求を行なうものとし、す。なお、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求させていただく場合があります。

第6条(禁止行為)

1. Sun-Netの利用にあたり以下の行為を禁止します。
 - (1) 会社もしくは他人の知的財産所有権(特許権、著作権等)に属するデータの違法なアップロード及びダウンロード行為、又は該当する恐れのある行為、及びファイル交換ソフト

等の利用による違法ファイル交換行為。

- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為。
 - (3) 他人を差別又は誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
 - (4) 犯罪行為、又は此を誘発若しくは扇動する行為。
 - (5) 児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像の単純所持、わいせつな映像、音声、若しくは文書等を送信又は表示する行為。
 - (6) 他人になりすまして本サービスを利用する行為。(偽装をする為にメールヘッダ等の部分に細工を行う行為も含みます)
 - (7) 不正に本サービスの設定に関する情報を入手し利用する行為。
 - (8) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
 - (9) 他人の電気通信設備の利用、若しくは運営に支障を与える、又は与える恐れのある行為。
 - (10) 会社の設備への無制限なアクセスなどによりその利用若しくは運営に支障を与える、又は与える恐れのある行為。
 - (11) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段(フィッシング詐欺及びこれに類する手段を含みます)により他人の個人情報を取得する行為。
 - (12) 私的利用の範囲外の営業活動及び営利目的での利用。
 - (13) Sun-Net 提供業務の遂行、又は他の会員の通信に著しい支障を及ぼす行為。
 - (14) 会社貸与品以外の持ち込み無線ルータ等の機器によるサービスの利用。
2. 前項の禁止行為に違反した場合、会社はSun-Netの利用を停止することがあります。なお、利用停止期間も利用料金は発生するものとします。
又、支払い済みの場合、会社は一切の返金を行わないものとします。
3. 前項禁止行為に違反して他の会員又は第三者に損害を与えた場合、当該会員がその損害を賠償するものとし、会社は一切の責任を負わないものとします。又、同行為で会社に損害を与えた場合、会社は損害賠償の請求を出来るものとします。

第7条(利用料)

1. 申込開始日より契約終了月までの別途規定の利用料を、会社が定めた支払い契約のいずれかの方法で定められた期日までに支払うものとします。又、利用料金は前払いとし翌月の利用料金を前月に支払うものとします。但し、契約期間中のプラン変更等により発生した差額は翌月に精算するものとします。なお、支払い方法により手数料等が発生する場合は利用料と合わせて支払うものとします。
2. 利用料等が支払期日を経過してもなお支払われない場合には会員は別途督促手数料が加算され、督促後にも支払われない場合には再度督促手数料が加算されます。
3. 利用料の支払手数料はお客様負担となります。
4. 利用料等の支払の履行遅延があった場合にはその利用料等の支払いに関して、帰省先へ請求書送付やご連絡をさせていただく場合がございます。
5. 第2条1項及び第5条1項又は2項適用者において、必要料金を差し引きなお残余金がある際はこれを返金いたします。
6. 利用料等(月額利用料・入会金)には接続料・通信料・メールアドレス使用料の他、第8条1項記載のサービスが含まれます。その他委細は別途規定によるものとします。
7. 会社の責任によるシステムダウンやその他会社の過失に因るトラブルで申告のあった日から連続5日以上の利用中断状態の場合は、会社は日割り計算で利用料の返金をするものとします。但し、以下の理由によるものは返金対象外とします。

- ① 会員のパソコン又はネットを利用する際に使用する機器に起因するもの、又は会員のパソコンや付属機器等の設定ミスによるもの。
 - ② 会員又は第三者の故意、又は過失による断線や電源の遮断によるもの。
 - ③ 火災、停電等によるもの。
 - ④ 地震、噴火、風水害等の天災によるもの。
 - ⑤ 戦争、動乱、暴動、騒乱等によるもの。
 - ⑥ その他、会社が運用上又は技術上で中断が必要と判断し予めそれを会員に通知した場合。
- また、メールアドレス使用料等、接続料・通信料に付随するオプションサービスについては5日以上の利用中断状態においても返金対象とならないものとします。
8. 前項①②に該当する場合、又は会員都合により費用が発生した場合、会社は会員に対し費用請求できるものとします。

第8条(サービス)

1. 会社は、会員に対しシステム設定などの現地サポート及びテレフォンサポートを必要に応じて行うものとします。
2. 会社が実施する説明会場で申し出が有った場合、当日に限り無料で個別対応サポートを行うものとします。説明会実施日以降の現地対応は有料となります。

第9条(レンタル商品)

1. 契約の満了又は無線機器の使用を終了する際は貸与無線ルータを会社に返却するものとします。但し、無線ルータを買い取る場合、返却は不要です。
2. 会員の故意、又は過失によるレンタル機器等の破損、紛失等の際は、当該会員が相当額を負担するものとします。
3. 会社が貸与した無線ルータに関して会員は Sun-Net サービス終了時(中途解約・契約解除を含む)1週間以内に返却するものとします。返却が行われなかった際には会社は会員に無線ルータの実費を請求できるものとします。支払い方法に関しては弊社指定の方法に限ります。
4. 退寮、住所変更等で連絡がつかない場合には申込用紙に記載された帰省先、保護者、保証人等にご連絡させていただきます。
5. 返却の際は商品をお渡し・郵送した状態でご返却下さい。

第10条(雑則)

1. ルータ等、通信機器による複数名での共有利用は厳禁とし、不正利用が発覚した際には通信機器を使用した全利用者は、利用期間に応じた料金を会社の指定する期日までに支払うものとします。
2. 居室の移動の際は会員が責任を持って貸与無線ルータを移動するものとします。

第3章 Sun-Net モバイル 24ヶ月プラン・レンタルプラン運用

第1条(加入期間)

1. 最短利用期間は1ヶ月以上とします。その際、申し込み月の20日以降消印のお申し込みに関しては当月利用料を無料とします。なお、無料期間のみでのご契約はできないものとします。

第2条(中途解約)

- 1.24 ヶ月プランの場合、利用月数に拘わらず解約月までの利用料と端末代を支払うものとし
ます。なお、特段の事情があり会社がこれを認めた場合はこの限りではありません。
- 2.解約に関しては前月最終日までに、文書、メール又はホームページにて会社に申し入れる
ものとし。なお、未払い利用料、解約手数料及びその他手数料を会社の指定する期日
までに支払うものとし。又解約月の利用料は利用日数に拘わらず 1 ヶ月分を支払うもの
とし。

第 3 条(利用停止)

1. 利用料等の支払い期日を経過してもなお支払いを履行しない場合、又は第7条に違反した
場合、会社は Sun-Net モバイルの利用を停止することがあります。
2. 会社が Sun-Net モバイルのサービス利用停止をする際は予めその理由、利用停止日を会
員に通知します。ただし、会員が第7条に違反し、もしくは Sun-Net 業務の遂行に著しい支
障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある場合はこの限りではありません。又、会員が住所・電話番
号・メールアドレス等の変更連絡を怠った事により通知出来ない場合には通知したものとみ
なします。

第 4 条(機器取扱)

1. 機器の発送に伴う送料は会社が負担とし、返却に伴う送料は会員が負担するものとし。ま
す。
2. レンタル機器の返却については契約終了日より一週間以内とします。一週間以内に会社に
返却されなかった場合は違約金として会員は端末代を直ちに支払うものとし。ま
す。
3. 人災、天災、紛失及び一部破損にあった場合は、同等の現物もしくは相当する金額をご請
求いたします。

第 5 条(運用)

1. 本サービスはレンタル機器を会員に渡した日又は、郵送での着荷予定日をサービス開始日
とします。なお会員が受け取らない、又は不在の場合も同様に着荷予定日をサービス開始
日とします。

第 6 条(利用料金)

1. 無料期間を除いて 1 日でもご利用される月に関しては一ヶ月分の利用料金が発生し、日割
り計算は行わないものとし。ま
す。
2. 本サービスは前払いとし、初回のお支払いを確認後にレンタル機器発送とします。

第 7 条(禁止行為)

1. 以下の行為を禁止します。
 - (1) 貸与機器の第三者への譲渡、質入、その他の処分
 - (2) 貸与機器の分解、解析、改造、
改変等
 - (3) 貸与機器の損壊、破棄、紛失等
 - (4) 貸与機器の著しい汚損(シール貼り付
け、切削、着色等)
 - (5) 本サービス以外の不正使用
 - (6) 貸与機器の取扱説明書に記載されている禁止事項に
該当する行為
2. 前項の禁止事項で該当すると当社が判断した場合、本サービス会員は当社の請求に従い、
損害賠償として端末代を直ちに支払うものとし。ま
す。

プライバシーポリシー

【個人情報保護に関する基本的方針】

株式会社サンライズ(以下「会社」といいます)は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情

報保護に関するコンプライアンス(法令遵守)を徹底して安心・安全なサービスを提供し、皆様に信頼される企業であるべく、以下の基本的な方針に従い個人情報の保護に努めてまいります。

1. 会社は個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱うよう努めてまいります。
2. 会社はサービスを提供するために必要な個人情報のみを取得し、あらかじめその個人情報の利用目的を明確に定めるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内で適正に個人情報を取り扱います。また、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
3. 会社は個人情報の保護に関する教育研修等を実施し、これを役員、従業員及び委託業者に周知徹底するとともに、監督・管理いたします。
4. 会社は個人情報への不正なアクセス、又は個人情報の漏洩、滅失及び棄損等の防止のため、適切な安全管理及び予防措置を講じます。
5. 会社は個人情報の取扱いに関するお客様からのご意見、ご相談等に対して適切に対応いたします。

【個人情報の取り扱いに関する方針】

会社は Sun-Net を提供するため取得した個人情報については、以下の通り取り扱いいたします。

1. 個人情報の取得と利用目的

(1)お客様の Sun-Net への入会、及びその他会社の関連サービスの提供に際して取得した個人情報は以下の利用目的に基づき、業務の実施に必要な範囲内で利用いたします。

- ・お客様の本人確認
- ・サービスの提供開始・変更・解約、それに伴う工事作業
- ・サービスの料金の計算及び請求
- ・サービスの品質改善・CS(顧客満足度)向上などの為の施策(アンケート調査を含む)の実施
- ・サービス及び商品の紹介、提供
- ・サービスの提供に関わる設備等の管理及び改善
- ・その他サービスに関わる業務の実施に必要な範囲内

(2)お客様とのサービスに係わる契約が解約された後においても、前項の利用目的の範囲内で個人情報を利用する事があります。

2. 個人情報の開示

(1)本人の同意なく第三者に個人情報を開示する事はいたしません。ただし、以下に該当する場合はこの限りではありません。

- ・裁判所や警察等の公的機関から法令に基づき正式な照会を受けた場合
- ・人の生命、身体、及び財産の保護の為に緊急の必要性があり、本人の同意を得る事が困難な場合

(2)前項他、個人情報保護法、電気通信事業法及びその他の関連法令の規定に従い、第三者に提供する事があります。

(3)個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、業務を委託する他の事業者に対して提供する事があります。

附則

- ・本約款は平成 29 年 7 月 1 日より効力を有するものとします。